

大学院学則第12条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他学位プログラムが必要と認める書類について

事 項 教育院	審 査 基 準	そ の 他 学 位 プ ロ グ ラ ム が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
グローバル教育院			
ヒューマニクス学位プログラム	提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が志願資格があることを裏づけるもの。様式任意)	

一貫制博士課程〔個別審査〕
一貫制博士・修士・博士前期課程 B-(9)

大学院学則第12条第10号 大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

事 項 教育院	出 願 の 条 件	入 学 の 条 件
グローバル教育院		
ヒューマニクス学位プログラム	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)大学3年次修了までに90単位以上修得し、かつ、修得教科目の85%以上が学業成績における評価の最高ランクにあることが見込まれること。	(1)大学3年末の成績が出願の条件(2)の基準を下回るときは、入学を認めないことがある。 (2)大学3年次修了時における出願の条件(2)を充足する学業成績証明書を提出すること。

一貫制博士課程〔飛び級〕
一貫制博士・修士・博士前期課程 B-(10)

- 注意事項 ① 出願年度3月において、上記の条件が満たされない場合は、入学できません。
- ② この制度により、大学院へ入学した場合は、大学3年中途退学となるため、大学の学部（学群）を卒業していることを要件とする国家試験等の資格試験の受験はできなくなります。

大学院学則第12条第11号

外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

事 項		備 考
教育院	1. 必要な科目と単位数 2. 単位の換算方法 (1) 成績証明書等に基づく換算方法 (2) 成績証明書等が提出できない場合 3. 教育院で定める提出書類 4. そ の 他	
グローバル教育院		
ヒューマニクス学位プログラム	1. 90単位 2. (1) 85%以上がAであること。 (2) 原則として認めない。 3. TOEFL等の英語力証明書 4. なし。	

一貫制博士課程 [外国15年・外国通信教育15年・文部科学大臣指定当該課程]

一貫制博士・修士・博士前期課程 B-(11)

大学院学則第12条第12号

学校教育法施行規則第155条第1項第7号の規定により大学院に入学した者をその後に入学者とする本学の大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件及びその他学位プログラムが必要と認める書類について

事 項	審 査 基 準	そ の 他 学 位 プ ロ グ ラ ム が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
教育院			
グローバル教育院			
ヒューマニクス学位プログラム	提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同程度の学力があるかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が志願資格があることを裏づけるもの。様式任意)	

一貫制博士課程[他大学院飛び級入学]